

## 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針 移行基準比較表

## &lt;現行&gt;

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定数の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数 （直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	5人程度以上 （0.5人以上）	24人程度以上 （2.5人以上）	48人程度以上 （5人以上）	96人程度以上 （10人以上）	239人程度以上 （25人以上）
		②感染経路不明者数の割合	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率 20%以上
		④医療のひっ迫具合（重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下
		⑤療養者数 （人口10万人当たりの全療養者数※） ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	確保病床の使用率 20%以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>							



## &lt;改正後&gt;

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上
		②重症確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上
		③療養者数 ※ （人口10万人当たり） ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	190人程度以上 （20人以上）	380人程度以上 （40人以上）
	感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 （人口10万人当たり）	—	5人程度以上 （0.5人以上）	143人程度以上 （15人以上）	285人程度以上 （30人以上）
<p>○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にして、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断</p>						